

令和3年度第4回

東京都私立学校審議会（第807回）

令和3年9月13日（月）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 3 年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち20名全員でございます。開会定足数は11名でございますので、本会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開になります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 13 日付、東京都知事名。

記、1、専門学校東京 C P A 会計学院の高等課程設置認可について、中野区、ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 1 号から議案第 6 号につきましては、各部会において了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の課程設置認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案説明者 それでは、議案第1号、専門学校東京CPA会計学院の高等課程設置認可についてご説明いたします。

専門学校東京CPA会計学院は、昭和55年3月5日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、課程設置認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、簿記、会計及び税務に関する教育を施し、あわせて人格の完成をめざし、もって有為な産業人を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおりで、高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

高等課程の開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人高橋学園で、理事長は高橋幸夫氏、校長も高橋幸夫氏です。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限3年、総定員120名の高等課程を設置いたします。これにより、総定員は184名から304名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方は、お名前をお願いいたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたし

ます。

続いて、議案第2号及び議案第3号は、専修学校及び各種学校の廃止認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、東京国際福祉専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

東京国際福祉専門学校は、平成8年2月26日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、「生徒数減少により、学校の運営継続が困難となったため」です。

設置者は、学校法人東京国際学園で、理事長は梶原康平氏、校長は武田哲一氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職をしております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号について、説明させていただきます。

それでは、議案第3号、東京外語日本語学校の廃止認可についてご説明いたします。

東京外語日本語学校は、平成28年11月1日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生徒数減少により、学校の運営継続が困難となったため」です。

設置者は、学校法人東京国際学園で、理事長は梶原康平氏、校長は木村雅之氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職をしています。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第4号は、幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、世田谷若葉幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称及び位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、「旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、地域の需要に応えるため、収容定員を変更する」ものでございます。

新設置者は、河野聰一郎氏、園長も同じく河野聰一郎氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級120名を6学級175名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○加茂川委員 会長、加茂川です。質問を1点お願いします。

○近藤会長 どうぞ。

○加茂川委員 個人立幼稚園については、以前からことあるたびに質問いたしているのですが、本件も死亡に伴う個人立幼稚園の設置者変更なのですが、学校法人化に向けて行政の指導をこれまでもしてきていると思います。

設置者が死亡した場合で、本件のように子供の数や学級数を変える、経営が拡大するようなケースは、特にその指導を行っているのではないかと、また備考欄にありますように、この個人立幼稚園は昭和28年から設置・運営しているわけですから、かなりこれまでも学法化に対する指導を受けてきているのではないかと思います。個別案件に関わりませんが、個人立学法化に向けてどのような指導をこういった場合してきているのか、また、できれば本件についてどうなっているのか、ご説明をお願いします。（発言中、通信状況による音声の乱れあり）

○議案担当者 まずは、本件につきましては、設置者変更によりまして、その運営を安定させまして、新たな設置者の下で諸条件を整えていきながら、学校法人化を含めて今後の在り方を検討していくと聞いております。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○加茂川委員 指導としては、指導もしないのですか。危惧しています。（発言中、通信状況による音声の乱れあり）

○近藤会長 いかがですか。

○議案担当者 先生、もう一度お願いしてもよろしいですか。

○近藤会長 もう一度お願いします。

○加茂川委員 繰り返します。個人立幼稚園の学法化については、機会を通じて指導するというのが基本的なスタンスだったと思います。

本件のように、設置者が死亡し経営が拡大する場合というのは、学校法人化の指導のチャンスではないかと私は思うのですが、こういった際、指導をしてほしいのですが、検討するという説明を受け入れるだけでは指導になっていないと思うのです。批判的な意見になりますが、説明を聞くだけではいけないと思うのですが、こういった対応になっているのでしょうか。

(発言中、通信状況による音声の乱れあり)

○近藤会長 いかがでしょうか。

○議案担当者 基本的には、個人立幼稚園につきましても、本件についても、まずは設置者不在の状態を解消した上で、今後の在り方について、学校法人化を含めてやっていくようにというところで所轄庁のほうで指導しております。(発言中、通信状況による音声の乱れあり)

○加茂川委員 すみません。もう一遍聞きたいことがくぐもっていて、聞き取れませんでした。

○議案担当者 まず、個人立幼稚園に関しては、設置者不在となってしまった場合に、学校法人化も含めて指導をしております。

○加茂川委員 全く意味が分かりません。設置者不明というのではなく、設置者の代替わりがはっきりしているわけですから。個人立幼稚園の学法化の指導は基本的なスタンスとして持っていないのですか。

○議案担当者 学校法人化についても、個人立の場合には、学校法人化は原則でありますので、そういった指導をしております。

○加茂川委員 ですから、説明を受けるだけでは指導にならないのではないですかと聞いているわけです。本件は一方的に説明を受けるだけで指導を受けたことになっているのではないかと伺っているのです。きちんと学法化に向けた指導を見直す工夫が届いているかどうかの確認です。

○近藤会長 いわゆる法人化についての問題は、ある意味今までもいろいろな形で言われていることですので、機会を捉えてやるべきだというのはそのとおりだと思うのです。

それを延ばすと、逆に新しく責任者になられた方も、その状態でいいということ認めることにはなると思うので、その辺のことをどう判断するかというのは、今までも明確にはなっていないと思うので、これをどうするかということなのですけれども、どうでしょう。

○議案担当者 まずは設置者変更によりまして経営を安定化させた後に、学校法人化について指導をしております。

○近藤会長 それは同じ返事なのですけれども、今、ここで先生のお考えもあり、今までのご経験からのご判断もあるわけだから、今、その話を聞いていると、意見というよりは、この場でどのように決めていいのかと。審議会ですから、もし何か疑問があるならば、もうちょっと明確に説明できるようになって判断すべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議案担当者 補足の説明をさせていただきます。

個人立の幼稚園が今回、設置者の死去により、設置者不在園となっておりますので、まず、設置者をつけた上で、学校法人の設立は、不在園からは一気にできませんので、そういった条件等を整えながら、準備等を含めて所轄庁である区とも協働して指導をしていくということでございます。

○吉田委員 吉田ですけれども、よろしいでしょうか。

○近藤会長 どうぞ。

○吉田委員 今回、僕がこれはあれだと思うのは、設置者変更ができていなかったことももちろんあるのですけれども、例えば今、議案5号なんかを見てもそうですが、中高だったりした場合、こういう変更前と変更後の教員の数が大体どうなるのかとかそんなことも何にも書いていない。僕は、学則定員を変更する場合には、教育条件がどうなっているのかとかそういうことが、私学審議会の形式としては、要は教育というものの自体がいい方向に向かっていくならいいわけですけれども、今、設置者不在でよくないことを改めるとするのは一つあると思います。

そして、学法化云々の問題は、本来は、学法化はすべきだったと思います。そのために、補助金のルールがおかしくなっていることも事実です。我々がもし株式会社立を出せと言われたときに言えないのと同じことになってきてしまうと思うのです。

ただ、その問題を置いておいたとしても、今回、学則変更して、変更前は120だったものを175にするに当たって、校地、校舎も教職員組織も何ら変更なしで認められるということに対して僕は疑問を持つのですけれども、その辺は、私学部は簡単なのでしょうか。それだったら、中高も幾らでもそれでよろしいのでしょうか。

○近藤会長 いかがですか。

○議案担当者 補足で説明をさせていただきます。

設置者の逝去から3年ほどたっておりまして、その間に175名の収容定員とそれに該当する施設の改修とか、隣接する土地の取得といったことをした上で、今回、充足で設置者変更の認可の申請ということになっておりますので、要項上、新・旧という形で表示できていないところは不備かと思っておりますけれども、実際にはそのような形で。

○吉田委員 だから、その辺をちゃんと最初から言えばいいのに、こんな質問をされる前に先に説明してしまえば済んでしまうことではないのですか。

つまり、3年間設置者がいない間にそうなったというのだったら、それをはっきりと説明できるのが要項であって、これが要項の目的をなしていないということではないですか。



それから、説明の部分でもそうだと思うので、ぜひその辺をしっかりとして単なるひな形ということではなくて、要項は分かりやすいものであって、あと、ほかだったら補足資料とかそういうものもあるわけでしょうから、ぜひその辺をうまくやって、皆さんにご理解いただけるようにしたほうがいいと思います。

○議案担当者 部会の先生方にご説明している点について、本会でもご理解いただけるような形で資料等を少し工夫してまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

○近藤会長 これからもそういう形で説明を丁寧に。

部会と本会議は、その部会に出ていない先生もいらっしゃるわけですから、そういう意味では、要点はしっかりと説明していただきたいと思います。

○議案担当者 今後、そのようにさせていただきます。

○近藤会長 ということで、法人化の件について、いかがでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 加茂川ですが、説明に納得したわけではないですが、指導のお願いをしていきたいと思います。

学法化に向けての必要な在り方ということで、例えば学校法人に寄附することは、小規模の個人立幼稚園には難しい背景などはよく理解しています。

しかし、現行は学法化ですから、学法化に向け努力していくという点を確認していくことが行政の仕事だと思うのです。いろいろな方法があると思います。例えば新しい設置者に一筆書かせて、学法化に向けて、または引継ぎに向けて、こういったスケジュールで、こういった努力をしますという意味をぜひ明らかにしていくといった工夫があっべきだと思うものですから、そういったことを含めた指導についてお願いします。

○近藤会長 よろしいですか。

○吉田委員 吉田ですけれども、今の加茂川さんのお言葉を受けてですが、幼稚園の先生方がたくさんいらっしゃるところで僭越なのですけれども、その3年間の間に土地を増やしたとかなんとかとありますが、その間で基本的にいえば第一代表と言うと変ですけれども、ほとんどの個人立の幼稚園は、相続の際に兄弟とかそういうのがいて、幼稚園を継いだ人のものに100%ならないがために学法にできないとか、土地を買い取らなければいけないというトラブルがあっ学法になれないという人が多かったと思うのです。

ただ、今回の場合、その辺も分からないですけれども、今、土地を買い足したり、建物を増

やしたりしているということは、その費用を出した人がどうして寄附行為でできないのか、その辺が私もちょっと疑問に感じるので、ぜひそういう点もクリアにさせていただいて、学法化への道を開いたほうがいいのではないかと思いますので、あえて言わせていただきました。

○近藤会長 分かりました。

この件は、いわゆる代表者を替えて、その後指導をきちんとしていくという方法にするのか、その辺をこの審議会としてもう一回もんだほうがいいのかということだと思うのです。この辺は、私としては、代表者がいない以上は、それを進めるということもなかなかできないわけです。そこが事実ですね。

どうでしょう。ほかにご意見があれば、よろしいですか。

いわゆる指導をするという状況でいうと、やはり今後、きちんと指導していくということで、代表者の変更というか、それを認めるということでもよろしいですか。

先生のご発言は、多分、ポイントを突いていらっしゃるのので、これからもいろいろと問題にはなってくると思うのですけれども、本件については、そういうことでよろしいですか。もしご意見がなければお願いしたいのですけれども。

○加茂川委員 結構です。

○近藤会長 よろしいですか。

では、いわゆる変更については認めるけれども、学校法人化については、間違いなくきちんとした指導をしていってくださいということで、よろしいですね。

○議案担当者 今後も指導してまいります。

○近藤会長 分かりました。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第5号及び議案第6号は、高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○私学行政課長 事務局です。行政課長です。

議案第5号に入ります前に、事前にお送りさせていただいております要項について、1点修正がございますので、こちらについておわびして訂正させていただきたいと存じます。

訂正内容でございますが、議案第5号の要項の第7の校舎の部分でございますが、ただいま画面に投映しておりますとおり、数値に誤りがございました。

正しい数値は、今、画面で赤字で表示しております。専用面積は830.3平米、共用面積は8,619.2平米、生徒一人当たりの面積は13.82平米になります。変更前、変更後につきましては、同様の数字が入っております。

今回、数値の訂正が必要になりまして、大変申し訳ございませんでした。お手元の資料をご訂正のほどよろしく願いいたします。

○議案担当者 では、第5号について、ご説明いたします。

これは、学校法人中村学園が設置しております中村高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、受験生の普通科志向に対応し、国際科を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。普通科については、変更前の「収容定員306名、1学年3学級102名」であるものを、変更後は66名増員し、「収容定員372名、1学年4学級124名」にいたします。

国際科については、変更前の「収容定員66名、1学年1学級22名」であるものを、変更後は66名減員し、「収容定員0名」といたします。

また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和6年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照してください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

続いて、第6号の議案の説明をさせていただきます。

議案第6号について、ご説明いたします。

これは、学校法人昭和第一学園が設置しております昭和第一学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、受験生の普通科志向に対応し、工学科を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をご覧ください。普通科については、変更前の「収容定員 1,368 名、1 学年 12 学級 456 名」であるものを、変更後は 120 名増員し、「収容定員 1,728 名、1 学年 15 学級 576 名」にいたします。

工学科については、変更前の「収容定員 360 名、1 学年 3 学級 120 名」であるものを、変更後は 360 名減員し、「収容定員 0 名」といたします。

また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和 6 年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 6 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第 5 号及び議案第 6 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、10 月の開催日は、19 日火曜日を予定しております。

会場につきましては、開催案内にて、事務局から改めて通知させていただきます。

それでは、これもちまして、東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後 3 時 37 分閉会